

## 地方独立行政法人加古川市民病院機構医療技術職、看護職、事務職退職手当規程

制定 平成27年10月1日  
規程番号 第17号

## (趣旨)

- 第1条 この規程は、地方独立行政法人加古川市民病院機構職員就業規則(以下「就業規則」という。)第20条の規定に基づき、地方独立行政法人加古川市民病院機構(以下「法人」という。)の職員の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。
- 2 職員の退職手当に関する事項は、この規程並びに関係諸規程のほか、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令の定めるところによる。

## (職員の意義)

- 第2条 この規程において職員とは、就業規則の適用を受ける職員のうち、医療技術職、看護職、及び事務職である職員をいう。

## (退職手当の支給)

- 第3条 この規程による退職手当は、職員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合にあっては、その遺族)に支給する。

## (遺族の範囲及び順位)

- 第4条 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。
- (1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
  - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
  - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあっては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
- (1) 職員を故意に死亡させた者
  - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

## (退職手当の支払)

- 第5条 次条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

## (退職手当)

- 第6条 退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の基本給の月額(職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき基本給の月額とする。以下「基本給月額」という。)に、その者の勤続期間及び退職事由に応じて別表1に定める支給率を乗じて得た額の合計額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、満55歳に達した日後最初の4月1日以降に退職する者の基本給月額は、平成27年10月1日以降の期間で、満49歳に達した日以後最初の4月1日以降のその者の基本給の月額のうち、最も高いもの(職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき基本給の月額とする)とする。
- 3 別表1の支給率は、地方独立行政法人加古川市民病院機構職員給与規程(以下「給与規程」という。)別表第1、別表第2、又は別表第3の基本給表が改定された場合、併せて改定を行う場合がある。

(退職事由に基づく支給率)

- 第7条 支給率イは、次項から第4項の規定に該当する場合を除く事由により退職した者に対して適用する
- 2 支給率ロは、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次項第2号及び第4項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第11条第1項各号に掲げる者を含む。)に対して適用する。
  - 3 支給率ハは、次の各号のいずれかに該当するものに対して適用する。
    - (1) 就業規則第66条の規定により定年退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受け退職した者であって理事長が承認したもの
    - (2) 通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前号の規定に該当する者を除く。)
  - 4 支給率ニは、就業規則第68条第3項第4号に該当し退職した者であって理事長が承認したもの、又は、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者に対して適用する。

(業務又は通勤によることの認定基準)

- 第8条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(勤続期間の計算)

- 第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。
- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
  - 3 職員が退職した場合(第11条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
  - 4 前3項の規定による在職期間のうちに次の各号に掲げる期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。)が1以上あったときは、当該各号に掲げる月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
    - (1) 就業規則第60条の規定による休職(業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。)、地方独立行政法人加古川市民病院機構職員賞罰規程(以下「賞罰規程」という。)第6条第3号の規定による停職、地方独立行政法人加古川市民病院機構育児介護休業規程(以下「育児介護休業規程」という。)第3条、第10条の2、第11条および第24条の規定による育児介護休業その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数の2分の1に相当する月数
    - (2) 就業規則第60条第1項第3号の規定による休職の期間について、上位資格を取得した場合についてはその月数の2分の1に相当する月数、それ以外の場合はその月数
    - (3) 就業規則第60条第1項第4号の規定による休職又はこれに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数
  - 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、地方公務員、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)又は法人以外の一般地方独立行政法

人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。)若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。)(以下「地方公務員等」という。)が引き続いて職員となったときにおけるその者(理事長の要請により職員となった者のうち、特に必要と認めた者に限る。)の地方公務員等としての引き続いた在職期間及び職員が第18条第2項の規定により退職手当を支給されないで地方公務員等となり、引き続いて地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった場合における先の職員としての引き続いた在職期間の始期から地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用するものとする。ただし、退職により、この規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規定等において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

- 6 前各項の規定により勤続期間を計算する場合において6月以上1年未満の端数は1年として計算する。
- 7 第1項から第5項までの規定により計算した在職期間が1年に満たない者の勤続期間は、前項の規定にかかわらず、その端数は切り捨てる。ただし、第7条第1項に規定する支給率が適用される者又は第7条第3項第1号に規定する支給率が適用される者のうち勤続期間が25年以上の者、及び、同条第4項に規定する支給率が適用される者は、この限りでない。

#### (退職手当の端数計算)

第10条 退職手当の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### (懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第11条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が法人の業務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことがある。

- (1) 懲戒解雇等処分(地方独立行政法人加古川市民病院機構職員賞罰規程第6条第4号の規定による懲戒解雇の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。以下同じ。)を受けて退職をした者
- (2) 就業規則第68条第1項の規定による解雇(同条第1項第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者
- 2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知する。
- 3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を法人の事務所の掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

#### (退職手当の支払の差止め)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- (2) 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが法人の業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
  - (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなもの)をいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことがある。
- 4 理事長は、第1項又は第2項の規定による退職手当の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を行ったのち、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消す。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
  - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
  - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 5 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を行ったのち、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消す。
- 6 前2項の規定は、理事長が当該支払差止処分を行ったのち、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

- 第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者(第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことがある。
- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第11条第1項に規定する

定する事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことがある。

- 3 理事長は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取する。
- 4 前項の規定による意見の聴取の手続きについては、理事長が定める。
- 5 第11条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る退職手当に關し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

#### (退職をした者の退職手当の返納)

第14条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことがある。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 第1項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行う。
- 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取する。
- 4 前項の規定による意見の聴取の手続きについては、理事長が定める。
- 5 第11条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

#### (遺族の退職手当の返納)

第15条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第11条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことがある。

- 2 第11条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 前項の規定による意見の聴取の手続きについては、理事長が定める。

#### (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第16条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第14条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことがある。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第14条第4項又は前条第3項の規定により理事長の定めによる通知を受けた場合において、第14条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は

一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことがある。

- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第12条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことがある。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことがある。
- 5 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第4項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該退職手当に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。
- 6 第11条第2項並びに第14条第2項及び第3項の規定は、第1項から第4項までの規定による処分について準用する。

#### (退職手当の支給制限等の処分についての諮問等)

- 第17条 賞罰規程第13条に規定する懲戒審査委員会（以下「懲戒審査委員会」という。）は、理事長の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議を行う。
- 2 理事長は、第13条第1項第2号若しくは第2項、第14条第1項、第15条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、懲戒審査委員会に諮問しなければならない。
  - 3 懲戒審査委員会は、第13条第2項、第15条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えるなければならない。
  - 4 懲戒審査委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は理事長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めるこ、  
と、適當と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めるこその他必要な調査をすること  
ができる。
  - 5 懲戒審査委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
  - 6 退職手当の支給制限等の処分についての諮問等の手続きその他必要な事項は、理事長が定める。

#### (職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

- 第18条 職員が退職した場合(第11条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。
- 2 職員が引き続いて法人の理事長又は副理事長或いは地方公務員等（以下「理事長等」という。）となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、理事長等に対する退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規定等により、その者の理事長等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

## (退職手当の口座振替払)

第19条 この規程の規定による退職手当は、退職手当の支給を受けるべき者から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

## (補則)

第20条 この規程の実施のための手続その他必要な事項は、理事長が定める。

## (制定及び改廃)

第21条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議による。

## 附 則

## (施行期日)

第1条 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

## (引継職員に対する在職期間の特例)

第2条 平成23年4月1日（以下「設立日」という。）において、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定及び地方独立行政法人加古川市民病院機構への職員の引継に関する条例（平成23年加古川市条例第1号）により加古川市職員から引き続き法人の職員となった者（以下「引継職員」という。）の第9条第1項に規定する職員として引き続いた在職期間については、その者の加古川市職員退職手当支給条例（昭和44年8月1日条例第32号。以下「退職手当条例」という。）第9条及び第9条の2の規定による加古川市職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、その者が加古川市を退職したことにより同条例に基づく退職手当の支給を受けているときは除く。

## (引継職員に対する退職手当の経過措置等)

第3条 附則前条に規定するもののほか、引継職員の退職手当の特例及び経過措置については、設立日の前日に職員が適用受けていた退職手当条例の例による。

## (神戸製鋼所より移行した職員等の退職手当)

第4条 加古川市と株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」という。）との間における平成22年10月5日付事業譲渡契約により平成23年4月1日（以下「設立日」という。）付で神戸製鋼所より法人に転籍した職員（以下「神鋼転籍職員」という。）が退職した場合の退職手当の額は、次項の規定により計算された退職手当の額に、第3項の規定により計算された退職手当の額を加算した額とする。

2 次の第1号により計算した額から第2号により計算した額を控除した金額。

(1) 神戸製鋼所における従業員退職金規程が適用される職員となった日（以下「神鋼採用日」）を法人の職員となった日とみなして、第6条から第8条まで及び第10条から第11条の規定に基づき計算された退職手当の額（設立日前の在職期間の除算については退職手当条例第9条及びその他転籍日の前日に加古川市職員に適用されていた退職手当の計算における在職期間の除算に係る条例及び規則の規定を適用）

(2) 前号の規定による退職手当のうち、設立日前の期間についてのみ計算された退職手当の額（第6条の計算に係る基本給月額は、法人を退職した日における基本給月額を適用）

3 法人を退職した事由と同じ事由（これによる判断がし難い場合は理事長が決定する事由）により神戸製鋼所を平成23年3月31日付で退職したとして同日付で効力を有する神戸製鋼所における従業員退職金規程に基づき計算された退職手当の額。ただし前払い退職金制度及び適格退職年金制度等に基づき既に神戸製鋼所より支給を受けた額を控除する。

## (施行日前採用者の退職手当の特例)

第5条 本規程の施行日前に採用された職員が本規程第7条第2項による退職事由により退職する場合、別表1における支給率口の勤続4年までの部分については、次の通り読み替えて適用する。

(年) 勤続期間	支給率口
1	0.59

2	1.20
3	1.69
4	2.29

## (旧規程による退職手当の額の補償)

第6条 本規程に基づき計算された退職手当の額が、法人を退職した事由と同じ事由により、法人を本規程施行日の前日に退職したとして、同日付で効力を有していた地方独立行政法人加古川市民病院機構職員退職手当規程（以下「旧規程」という。）に基づき計算された一般の退職手当の額（以下「旧規程による退職手当の額」という。）を下回る場合、旧規程による退職手当の額を退職手当の額とする。

## (旧制度選択者の退職手当)

第7条 本規程及び本規程附則の規定に関わらず、給与規程附則第3項に定める旧制度選択者の退職手当については、旧規程を準用して計算する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年7月1日から施行する。  
(規程の整備)
- 2 規程番号を平成27年第2号から第17号へ改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2022年10月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

(年) 勤続期間	支給率イ	支給率ロ	支給率ハ	支給率ニ
1	0.99	0.00	0.99	0.99
2	2.00	0.00	2.00	2.00
3	2.82	0.00	2.82	2.82
4	3.82	0.00	3.82	3.82
5	4.48	2.69	4.48	4.48
6	5.62	3.37	5.62	5.62
7	6.63	3.98	6.63	6.63
8	7.11	4.27	7.11	7.11
9	11.28	4.98	11.28	11.28
10	13.19	7.53	13.19	13.19
11	17.18	10.44	17.18	17.18
12	17.64	10.75	17.64	17.64
13	19.26	11.77	19.26	19.26
14	20.78	12.74	20.78	20.78
15	22.33	13.74	22.33	22.33
16	23.06	15.79	23.06	23.06
17	25.17	17.32	25.17	25.17
18	27.30	18.86	27.30	27.30
19	29.44	20.40	29.44	29.44
20	32.82	24.27	32.82	32.82
21	35.23	26.52	35.23	35.23
22	37.68	28.80	37.68	37.68
23	40.14	31.11	40.14	40.14

24	42.62	33.43	42.62	42.62
25	45.48	37.53	45.48	45.48
26	47.77	39.47	47.77	47.77
27	49.97	41.33	49.97	49.97
28	52.08	43.13	52.08	52.08
29	54.21	44.94	54.21	54.21
30	56.48	46.87	56.48	56.48
31	58.73	48.36	58.73	58.73
32	61.02	49.88	61.02	61.02
33	63.33	51.41	63.33	63.33
34	65.66	52.96	65.66	65.66
35	67.17	54.52	67.17	67.17
36	67.27	55.89	67.27	67.27
37	67.27	57.18	67.27	67.27
38	67.27	58.48	67.27	67.27
39	67.27	59.77	67.27	67.27
40	67.27	61.06	67.27	67.27
41	67.27	62.35	67.27	67.27
42	67.27	63.64	67.27	67.27
43	67.27	64.93	67.27	67.27
44	67.27	66.22	67.27	67.27
45	67.27	67.27	67.27	67.27

満60歳に達した日後最初の4月1日以降に退職する者の支給率は、満60歳に達した日以後最初の3月31日歳時点の勤続期間における支給率を適用する。

また、支給率口の勤続5年を適用するにあたっては、第9条第6項の規定は適用せず、1年未満の端数は切り捨てる。